

別記様式(第5条関係)

自動車運転代行業行政処分票

行政処分を受けた者	認定番号	公安委員会 第900916号
	名称又は記号	八女運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	福岡県八女市
行政処分の処分年月日		令和6年4月19日
行政処分の内容		営業停止命令 (令和6年4月23日から 同年5月1日までの9日間)
行政処分の理由		累積点数が4点となり、営業の停止の基準に該当することとなったため
行政処分の理由の根拠となる法令の条項		○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項 ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第5条第1項第2号
行政処分を行った公安委員会		福岡県公安委員会

注 行政処分の内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載すること。